

ウガンダ

民主主義・人権・労働局

2005 年度版

2006 年 3 月 8 日

ウガンダは、2640 万の人口を擁し、同国政府に長年君臨し続けているヨウェリ・ムセベニ大統領率いる共和国である。2001 年の大統領及び議会選挙は概ね有権者の意思を反映したものであったが、両選挙とも深刻な不正行為によってひどく傷ついた。政府はこの国の北部及び東部とスーダン南部を拠点とする神の抵抗軍（LRA）の反逆者と 19 年間戦い続けてきた。文官当局が概ね治安部隊の実質的な支配権を維持してきたが、治安部隊の各組織が政府当局から独立して行動するという例も複数見られた。

政府の人権記録は、いくつかの分野で若干の改善が見られるものの、依然として悪いままであり、深刻な問題が依然として存在した。以下の人権問題が報告された。

- ・ 野党活動の制限
- ・ 治安部隊による違法な殺害
- ・ 失踪
- ・ 治安部隊の被疑者に対する拷問及び虐待
- ・ 自警団の正義
- ・ 刑務所の苛酷な状況
- ・ 公職者の刑事免責
- ・ 恣意的な逮捕、隔離拘禁、長期間の審理前拘留
- ・ 公正な裁判を受ける権利の制限
- ・ プライバシーの権利の侵害
- ・ 言論、報道、結社、集会の自由に関する制限
- ・ 宗教の自由の制限
- ・ 国内避難民（IDP）の虐待
- ・ 政府の腐敗
- ・ 女性に対する暴力及び差別
- ・ 女性器切除（FGM）
- ・ 子どもへの暴力及び虐待（特に性的虐待）
- ・ 人身売買（特に子ども）
- ・ 障害者に対する暴力及び差別
- ・ 強制労働（子どもを含む）
- ・ 児童就労

政府はこの 1 年、人間及び労働者の権利を改善するために実に多くの措置を講じてきた。

10月、議会は政党が参政権を持ち選挙で競うことを可能にする一連の改革法案を可決した。この改革は一般市民が政府における複数政党制の採用を可決した7月の国民投票を受けたものである。政府は、組合を作る際の煩わしい要件を取り除いた雇用法案を提出し、憲法裁判所は、国内の労働組合の数を制限する規定を破棄した。

ジョセフ・コニー率いる LRA は、子どもを含む市民の拉致、レイプ、傷害、殺害など多くの深刻な虐待及び残虐行為を犯してきた。LRA は子どもたちを兵士として利用したり、奴隷のような環境で子どもや他の人々を監禁したり、監禁した女性に対してレイプや別の形の苛酷な性的搾取を行ってきた。「夜の通学者」として知られるおよそ 3 万人の子どもたちは、この年の大部分の時期を LRA による拉致を避けるため紛争地域や国内避難民 (IDP) キャンプから都市中心部に毎晩通った。

人権の尊重

第 1 部 あるがままの個人の尊重 (以下の項目からの解放)

a. 恣意的または非合法的な生命の剥奪

政府または政府関係者は政治的な動機に基づきいかなる殺害も行わなかったが、治安部隊はこの 1 年非合法の殺害を行い、拷問死を生んだ。

3月23日、キトゥグム県の地域防衛部隊 (LDU) の民兵メンバーである Alex Okullo は、2人の一般市民を殺害した。警察は Okullo を逮捕した。年末までに、これ以外の有用な情報はなかった。

3月31日、グル県でウガンダ人民防衛軍 (UPDF) の兵士 Tony Eremo が高校生 Francis Ocaya Okot を殺害した。兵士 Eremo は、この生徒が日没後に公然と歩いていたので LRA の反逆者だと疑った。4月8日、軍警察は Eremo を逮捕し、殺人罪で起訴した。年末時点で、彼は審理待ちの状態であった。

8月、UPDF の兵士 Lazarus Avil Kwasiigwee と Johnson Asiimwe はパデル県で実業家 Sam Abol を殺害した。当局は、兵士たちがあるロッジ経営者と共謀し、強盗のためにこの実業家を殺害したと考えた。9月、同容疑者たちとその他数名が逮捕された。年末時点では依然として係争中であった。

12月26日、UPDF の兵士 Joel Lubangakene が、グル県のダンスクラブで個人的な口論の後、18歳の Ojok Ojara を殺害した。軍は Lubangakene を逮捕した。年末時点では審理待ちの状態であった。この殺害が起こった日、怒った市民の群集はこの殺害に抗議するため、地元の UPDF の兵舎まで行進した。UPDF は暴徒に発砲し、7名の一般市民が亡くなった。軍によると、UPDF の行為は正当防衛であった。

2003年または2004年に治安部隊が行った違法な殺害のいずれに関しても進展はなかった。

拘禁中の死者（一部は拷問による）はかなりの数に上った。

1月3日、Noah Katungiは窃盗で逮捕された後、警察の留置場で亡くなった。2月2日、警察官 Stephen Kasiba、Hannington Opio 及び Julius Oboch は殺人罪で起訴された。彼らは年末時点で審理待ちの状態であった。

8月30日、ウガンダ人権委員会（UHRC）は、軍事情報部（CMI）の留置場で2002年7月に亡くなった故 Patrick Owomugisha Mamenero の家族への補償として、政府に約1万6,000ドル（3,000万シリング）の支払いを命じた。

9月2日、注目度の高い殺人の有力な容疑者 John Atwine が Luzira 高等刑務所において不可解な状況で亡くなった。当局はこの死について捜査を行ったが、年末までに逮捕は行われなかった。

2003年または2004年の拷問に関連する死亡事件に関与した治安部隊に対する処分の報告はなかった。

犯罪容疑者を追跡する中での治安部隊による過度な武力の使用が複数の死亡事件を引き起こした。2月5日、ブシア県の警察が衛生施設の検査に抵抗したイスラム教徒の集団に対して発砲した際、Abdallah Mumiro が亡くなった。警察の捜査ではその死が偶発的なものであると断定された。

6月23日、アルア県の特別巡査である Joel Adrama と Dickson Anguyo は、彼らを侮辱したとして Zacharia Ocitia を殴り殺した。7月5日、巡査たちは殺人罪で起訴されたが、年末時点で審理待ちの状態であった。

8月25日、ントウンガモ県の治安部隊員が犯罪者の取り締まり中に強盗容疑の Edson Sajabi、Charles Mworozzi 及び Benon Kankiriho を殺害した。治安部隊員への処分の報告はなかった。

2003年または2004年の治安部隊の過度な武力的行使による犯罪者の殺害に関して進展はなかった。

この年、治安部隊は LRA 掃討作戦中に非常に多くの一般市民を殺害した（第1部 g 項参照）。

LRA の攻撃はこの年の間続き、何百人もの死者が出た（第1部、g 参照）。

前年とは異なり、LRA の地雷による死者及び負傷者の報告はなかった。

この年、カタクイ、ナカピリピリ、モロト、シロンコ、キトゥグム及びカプチョルワ県ではカラモジョン族の武装した牛泥棒による略奪が続いた。これらの略奪により 200 名を超える一般市民が犠牲となり、何千もの人々が強制移動を余儀なくされた。政府はこの年、カラモジャ武装解除プログラムを継続実施した（第 5 部参照）。UPDF 軍は武装したカラモジョンの戦士との衝突の中で多数の人々を殺害した。

北部での戦いとカラモジャでの暴力により民族間の暴力による死者は相当な数に上った（第 5 部参照）。

自警団の正義による事件がこの年頻繁に報告された。暴徒が犯罪容疑者を殺害するといった事例は数多く見られた。1 月 18 日、リラ県では 4 歳の少女をレイプした疑いのある男を家族が殴り殺した。5 月 20 日、ムコノ県では住民が人食い人種と疑われた者を自らの手で処刑した。6 月 14 日、カンパラにあるマケレレ大学の学生たちは、キャンパス内の女性寮に侵入しようとした者を焼殺した。これらの事例のいずれの場合も起訴に至っていない。

前年と異なり、子どもの儀礼的な殺害の報告はなかった。

ポコット族の戦士がこの年、一般市民や治安部隊を殺害した。8 月 11 日、ポコット族の戦士 2 名がカプチョルワ県で牛を盗んでいる間に一般市民 2 名を殺害した。9 月 23 日、ケニア出身のポコット族の戦士たちがこの国で牛を盗んだ後、警察官 4 名を殺害した。戦士らはケニアに逃げ帰っており、年末時点で捕まっていない。

b. 失踪

政府軍の隔離拘禁による失踪は 1 件報告された。また、この年その他の失踪の報告が続いた。

3 月 11 日、野党「改革アジェンダ」（*現在は「民主変革フォーラム（FDC）」に発展的解消）の元党員 Esther Luggya の親族が、2004 年 12 月以降 Luggya が行方不明であると報告した。年末までに同事例に関するその後の進展はなかった。

5 月 21 日、軍服を着た 6 名の武装した男たちがホイマ県 Bukinda 村を襲撃中に地方自治体の職員 Geoffrey Mwebase を含む 3 名を拉致した。この事件は土地紛争に関係していると報じられた。年末時点で同事例に関するその後の進展はなかった。

11 月 15 日、Achikulo Abuko、Amir Yahaya、Kesia Yasin 及び Zacharia Obba は Luzira 刑務所から移送され隔離拘禁された。この 4 名の男性は、野党党首キザ・ベシゲとともに

反逆罪で起訴された。刑務所の関係者は、同刑務所の超過密状態を解消するために彼らを別の刑務所に移送したと語った。被疑者たちの弁護士は年末までに、この移送がそうした事実に基づいたものであるということを確認できておらず、また彼らと面会することもできなかった。

2004年7月にCMIによって逮捕された野党ウガンダ人民会議（UPC）の10名の党員の所在が、年末時点で依然としてわからなかった。同党員10名は2004年7月に起訴されたその他5名と一緒に逮捕され、その後保釈されていた。

2004年10月に軍服姿の武装した男たちによって逮捕されたJames Kashaijaの行方が年末時点で依然としてわからなかった。

2004年2月、高等裁判所はRobert Ruteinama大尉に対して出廷を命じたが、UPDFは拘禁を解かなかった。Ruteinamaは2003年以降、隔離拘禁されていると考えられている。

国連児童基金（UNICEF）によると、反政府グループは1986年以降およそ3万8,000人を拉致した。LRAは、ゲリラ兵として訓練するために何百人もの一般市民を継続的に拉致してきた。ほとんどの被害者が子どもや若年成人で、LRAは彼らに作業員、戦士、衛兵、性的奴隷などの奴隷のような苦役を事実上強制した（第1部g項及び第5部参照）。

c. 拷問及びその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける扱いまたは刑罰

この国の法律はこうした行為を禁止しているが、治安部隊が被疑者を拷問かつ殴打したという信頼できる報告があった。これらの事件の多くは、無登録の拘禁施設で発生しており、自白の強要が目的であった。UHRCはこの年拷問に関する約58の告訴を受理しているが、これは2004年の告訴の半分に満たない数だった。UHRCは年間を通じて警察及び軍への人権トレーニングを行った。

4月21日、UPDFの兵士William Bisogoは苦痛をもたらす違法なやり方でOpiyo Ajongaを縛り上げた。5月、当局はBisogoを拷問罪で逮捕したが、年末時点での有用なその後の情報はなかった。

5月4日、ルワンダ政府のためのスパイ罪で起訴されたUPDFの兵士John Barigye BakirahiとPeter Agomは、彼らがCMIの留置場に拘束されている間中、拷問を受けたと主張した。被疑者たちは、明らかに拷問によって受けた傷をムブヤ軍病院で治療することを許可された。9月6日、被疑者の弁護士は軍法会議で、自白を引き出すために彼らの睾丸は大きな石に縛り付けられたと述べた。

5月、国連拷問禁止委員会（UNCAT）は、この国の国連拷問等禁止条約の遵守状況について再評価した。UNCATは拷問に関する相次ぐ告訴と拷問に加担した者への露骨な刑事免

責に対して懸念を表明した。5月10日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ及び人権イニシアチブ財団は、治安部隊によって行われた過去2年間のむち打ち、激しい殴打、性器への傷害・苦痛を与える行為など、拷問の事例を紹介した合同報告書を発表した。これに対して政府は、2003年以降、拷問に対する告訴に関しては13名の警察官が処分の対象になったと述べた。拷問に関与した治安部隊には、警察、UPDF、CMI、凶悪犯罪取締部隊(VCCU)があり、拷問によって死に至るケースも見られた(第1部a項参照)。

警察及び治安部隊は、反政府活動家を攻撃し、拘禁した(第1部d項及び第2部b項参照)。

UPDFの兵士が特に紛争地域やIDPキャンプ内または近くで人々をレイプしたという報告があった(第1部g項及び第5部)。

6月25日、UHRCは約60名に対する賠償として同裁判所が認めた約42万5,000ドル(7億9000万シリング)の支払い義務が政府にあることを明らかにした。UHRC裁判所は拷問に関するおよそ22件の告訴を認め、被害者に対する賠償を政府に命じた。しかし多くの原告が年末までに賠償金を受け取ることはなかった。

1月19日、UHRCはIdrisi Kasekeddeに対し1998年刑務所にいた間に受けた拷問に関する約8,175ドル(1,500万シリング)の賠償金を認めた。2月25日、UHRCはWilson Kimuliに対し2000年刑務所にいた間に受けた拷問に関する約545ドル(100万シリング)の賠償金を認めた。4月5日、UHRCはGregory Babukikaに対し2001年刑務所の看守たちによって行われた拷問に関する約1,090ドル(200万シリング)の賠償金を認めた。

Kigo刑務所で囚人への拷問を行ったと報じられた治安組織や金融債務を支払わせるために人々を違法に逮捕し拷問したCMI職員への処分はこの1年行われなかった。2003年7月にUHRCは法務・議会運営委員会において当該事件に関する証言を行った。Bumali MubiriとSam Okiringへの2003年の拷問に関与したVCCU隊員への処分は行われなかった。

2004年12月のSam Anigaに対する拷問または2003年のMakindye軍兵舎での囚人への拷問に関する進展はなかった。

この年、LRAに対する治安部隊作戦の結果、一般市民が死傷し、強制移動させられた(第1部g項)。

この年、LRAは市民、主に子どもに対する殺人、拷問、性的虐待、拉致など数多くの残虐行為を引き続き行った(第1部g項参照)。

窃盗の容疑者やそのほかに罪を犯していたことがわかったり容疑をかけられていたりした人物が、暴徒によって攻撃された数多くの事例があった(第1部g項参照)。形式的な司

法制度への不信あるいは誤解がある程度の動機付けとなって、これらの暴徒らは殴打やリンチ、そのほかの虐待に手を染めた。

刑務所及び拘置所の環境

刑務所の環境は、主に政府による刑務所施設へのひどく不十分な資金援助の結果、依然として厳しく、頻繁に生命を脅かす状況を作り出している。さらに治安部隊及び警備隊が囚人を拷問しているという報告もいくつかあった。カンパラの刑務所の環境は国際標準に限りなく近づいて来ており、そこでは医療、水道及び衛生設備が提供されているが、一方その収容状況は超満員状態で限界に近かった。この国の刑務所及び留置場には推定 1 万 9,258 名の受刑者が服役していた。ある推計によると、この国の刑務所は想定収容人数のおよそ 3 倍の人を収容した。深刻な過密状態は少年拘置所及び刑務所の女子棟でも問題となった。カンパラの少年院は定員 45 名のところに、123 人を超える子どもたちを収容していた。定員子ども 30 名の一時収容施設には、12 歳未満の子ども 73 名が収容されていた。

リラ県の刑務所職員は 8 月、食糧不足により 500 名の受刑者が通常の食事を取ることができなかったことを認めた。この国の中央の刑務所の体制においては、刑務所の建物、水道・衛生設備、食料、制服の支給などを改善するための活動が NGO やドナーコミュニティとともに継続されてきているが、この年の進展はごくわずかであった。法律では家族による受刑者への面会が認められているが、こうした権利を知らなかったり、刑務所当局に対する恐れがあったりすることから家族の面会は多くの場合限定的なものとなった。反逆罪で収監された受刑者たちは、その面会希望者に対して警備担当者が面会申請の書類を渡さず嫌がらせをしていると訴えた。野党党首キザ・ベシゲは、刑務所当局が弁護士との面会を制限し、また弁護の準備のために当事者だけで面会するのを妨害したと主張した。

UHRC は、刑務所を管理する役人が面会を許可する際に賄賂を受け取っている場合があるとする疑惑を耳にしたと報告している。この年に捜査は行われなかった。7 月 25 日に政府は、59 名の刑務所上級職員に対して、犯罪容疑のある受刑者及び刑務所職員を裁く判事の権限を与えた。

ほとんどの刑務所で受刑者はトウモロコシやキビ、野菜を育てたが、UHRC は、受刑者に超過労働をさせていた刑務所農場を告発した。また 12 歳ほどの受刑者が夜明けから夕暮れまで肉体労働させられた（第 6 部 c 項参照）。

社会奉仕法は、軽犯罪者に対して投獄の代わりに社会奉仕活動をさせることを可能にすることによって刑務所の過密状況の緩和を目指している。2001 年以降 2,953 名の犯罪者が社会奉仕活動を宣告された。7 月高等裁判所は、審理前拘留者の過密を緩和するために「オープンゲート作戦」を開始した。同作戦は、有罪を自ら認める意思のある軽犯罪者を科料にして釈放する独特の裁判手続きを生み出している。

刑務所の高い死亡率は、超過密、栄養不良、不衛生な環境により広がる疾病、HIV／エイズ、医療ケアの不足に原因があると考えられているが、正確な統計は入手できなかった。刑務所局によると、272名の受刑者がこの年拘禁中に亡くなった。これらの死亡者の約6割がHIV／エイズ関連の疾病によるものであった。

統計を入手することはできなかったが、治療拒否などの義務放棄や悪条件のために拘禁中に亡くなった報告もあった。

少年院のスペース不足により、青少年がしばしば大人と一緒に刑務所に拘禁された。カンパラの刑務所では、審理前拘留者と即決囚とを分けているが、この国の残りの地域では経済的な制約のために、場合によっては審理前拘留者と即決囚と一緒に拘禁された。

この年政府は、赤十字国際委員会（ICRC）、他国の外交官、地元の非政府組織（NGO）、主として人権イニシアチブ財団（FHRI）とウガンダ囚人救済財団による刑務所への立ち入りを許可した。UHRCは数多くの刑務所を訪れ、その調査結果報告書を公開した。年末までに政府はUHRCの調査結果に対していかなる対応も行わなかった。刑務所当局は、場合によって事務が遅れる原因にもなっている面会の事前通告手続きを義務付けた。

d. 恣意的な逮捕または拘禁

法律はこうした行為を禁止しているが、治安部隊の隊員はこの年、一般市民を恣意的に逮捕したり拘禁したりした。

警察と治安機構の役割

内務省所属のウガンダ警察（UPF）は国内における法の執行と秩序の維持に関して第一義的な責任を負っている。UPDFは、主要な治安部隊であるとともに、この国の北部での秩序維持に関する部分的な責務を負っており、反政府勢力の攻撃から民間のIDPを守るために北部地域に配備された。大統領直属の国内治安機構（ISO）は、国内の諜報活動機関である。ISOの隊員が市民を拘禁することもあった。また対外保安機構（ESO）も同様に大統領直属であり、情報収集と時に市民の拘禁も行った。UPDF配下のCMIは、反政府活動及びテロ活動の容疑のある市民を拘禁した。地方の指導者たちは、LRAの攻撃から市民を守る政府の取り組みを補強するためLDUを組織した。時にはLDUも攻撃的な軍事作戦に参加し、警察的機能も発揮した。UPDFは、この年その権限の下にLDUの指揮及び組織を統合した。

警察は低報酬と車両、装備及び訓練の不足など限られた資源のため引き続きその活動が制約された。警察は数多くの虐待を行っており、その刑事上の免責が問題となった。この年、汚職によって免職となった地方の警察官もいた。UPDFはUHRCと連携して、国際的に認知された人権基準を軍の高官に学ばせるための訓練プログラムを継続的に実施した。さ

らに警察、UPDF、刑務所局は、彼らの訓練プログラムの中で人権マニュアルを使用した。UPDF は兵士と一般市民の関係を改善しようと努めた。警察による虐待の調査を担当している警察人権デスクは、警察の虐待に対する申立を 330 件も受理しており、年末までに約 117 件の申立が解決されたと報告している。

逮捕及び拘留

法律では、逮捕する場合には管轄権を有する裁判官または検事による捜査令状の発行が義務付けられているが、実際のところ被疑者はしばしば令状なしで身柄を拘束された。規定では逮捕後 48 時間以内に被疑者は起訴されなければならないとされるが、多くの者が起訴されずにこれよりも長い間拘留されていた。被疑者は 120 日以内（死刑に相当する犯罪の場合は 360 日以内）に裁判にかけられるか保釈されなければならないが、この期限より前に裁判所に訴訟が提起された場合には審理前拘留の期間制限はなくなる。拘留者は拘留の理由を直ちに知らされなければならないが、実際のところ当局が常にこうした手続保障を行っていたわけではなかった。法律は、死刑に相当する事件及び反逆事件以外の保釈を定めており、実際にそうした保釈は行われた。

被疑者は弁護士と面会しなければならないが、家族の面会を保証する規定はない。法律により貧しい被疑者には弁護士が提供されることになっているが、政府の財政的制約から実際には実施されなかった。この年、隔離拘禁が問題となった。

反テロ法によって、被疑者を起訴することなく 48 時間以上拘留することが可能になり、また「誰かの死に直結する」テロ行為で有罪となった者は死刑を宣告されるものとすると同法は述べている。UPDF の高等軍法会議は、野党党首キザ・ベシゲとその他 22 名を同法に規定されたテロ犯罪で起訴した。これらの被疑者たちは、文民法廷であれば今回の様に係争中の場合、高裁によって保釈が認められるが、年末時点で軍法会議の訴訟手続き待ちの状態であり依然として拘留されていた。

治安部隊がこの年、政治活動家を恣意的に逮捕した。2 月 3 日、アルア県の治安部隊員が、野党党首及び大統領候補のキザ・ベシゲを支援するこの地域の元動員役である Joseph Agupio を逮捕した。Agupio は年末時点でアルアの軍兵舎に依然として拘留されていた。

3 月 7 日、グル県の UPDF の兵士たちが Pabbo IDP キャンプの Otim Orach を逮捕し、グルの軍兵舎に連行し、そこで兵士らは、彼がムセベニ大統領率いる与党国民抵抗運動に対する忠誠を誓うまで釈放しないと彼に言ったとされる。年末までに Orach に関するその後の情報はなかった。

3 月 16 日、ルクンギリ県の治安部隊員は、野党の同地域の取りまとめ役である Christopher Turyarugayo が野党の T シャツを着ていたとして、彼を逮捕した。Turyarugayo は年末時点で、逮捕容疑に関する審理が継続中であり、依然として拘留されていた。

4月20日、警察はグル県 Pabbo 準郡の地方自治体の元議長 Alfred Bongomin を2002年に殺害した容疑で国会議員 Ronald Reagan Okumu と Michael Ocula を逮捕した。UPDFの兵士たちはその前の3月9日に同様の容疑で、David Ochieng、Ochan Lalyang 及び Stephen Otim の3名を逮捕していた。4月22日、UPDFは全容疑者5名をカンパラに移送し、起訴した。5月17日、Okumu と Ocula は保釈された。また8月19日にはほかの者も保釈された。公判は11月20日に始まったが、国は12月9日 Ochieng と Lalyang への起訴を取り下げた。残り3名の被告に対する公判は、年末時点で継続中であった。

11月15日、警察は野党民主変革フォーラム (FDC) の Kizza Besigye 党首の投獄に対する抗議行動中に混乱を招いたとして44名の同党支持者を逮捕した。12月13日カンパラの裁判所は、彼らに対する起訴を棄却した。警察はこの年、ジャーナリストたちを逮捕した (第2部 a 項参照)。

警察の犯罪者一掃期間中の大量逮捕が引き続き問題となった。1月3日警察は、住民が税金を支払ったかどうかをチェックする作戦の期間中に、ムコノで約400名を逮捕した。1月31日、警察は仕事に就かず風紀を乱しているという理由からカンパラで60名を逮捕した。

この年 UHRC は、恣意的に逮捕されたと主張する人々からの29件の告訴を受理した。UHRC 裁判所は28件の告訴が恣意的な逮捕に当たるとし、賠償金の支払いを命じる判決を下したが、政府はこの年支払いを行わなかった。

2003年グルの検事 Sydney Asubo に対して違法な逮捕命令を出した UPDF の高官に対する処分はこの年行われなかった。

政治的な拘留者に関する複数の報告があり、また政府は依然として人々を反逆罪で逮捕しているが、いずれの反逆事件も裁判にかけることに成功してはいない。野党は約60名の支持者が政治的な理由からこの年に逮捕されたと主張した。ICRC はこの国の安全保障を損なった罪で拘留されている約200名の拘留者を登録した。政府は国際的な人道的活動組織が政治的拘留者に面会することを許可した。

反逆罪の被疑者は、起訴なしの拘留、無登録及び非公式の場所での拘留、拷問を含む加虐行為など、数多くの虐待の対象となった (第1部 c 項参照)。

4月22日、当局は Patrick Ochola、Mike Musiluwa、Johnson Otim 及び Sula Serumbi を反逆罪で起訴した。政府の転覆を企てたとして2004年に逮捕されたこのうちの3名は、未登録の政党「市民複数政党制民主主義」の党员であった。

7月5日、検察が反逆罪を取り下げた後、高等裁判所は Charles Ekemu と Francis Ogwang

Olebe の釈放を命じた。両被疑者は地方の政治家で 2003 年以来拘留されていた。

8 月 12 日、高等裁判所は反政府グループ人民救出軍 (PRA) に協力しているとして反逆罪で起訴された 12 名の保釈を許可した。同被疑者たちは 2003 年以来拘留されていた。

11 月 15 日、当局は UPDF 高等軍法会議において野党党首キザ・ベシゲとその他 22 名をテロ及び兵器保有による反逆罪で起訴した。彼らの中には 2004 年の 11 月及び 12 月に逮捕された者もいた。高等裁判所はベシゲを含む被告人のうち 15 名の保釈を許可したが、軍は依然として彼ら全員に対して刑務所での拘禁を強要しており、彼らは年末時点で裁判を待っている状態であった。

反政府グループ PRA のメンバー募集を行ったとして 2003 年に起訴された Patrick Biryomumaisho Kirasha とその他 4 名は、年末時点で依然として拘留されていた。

法律及び人権に関する諸団体は、このように長期にわたる審理前拘留が、憲法で保障された拘留者の権利を侵害しているとともに、刑務所の超過密の実質的な原因にもなっていると、多くの場合数年にもなる審理前拘留の行き過ぎた長さを批判した (第 1 部 c 項参照)。審理前拘留の平均期間は 2~3 年であった。審理前の拘留者が刑務所に収監されている人々の 60% を占めた。この年、UHRC は拘留期間について異議を申し立てようと拘留者たちが起こしたいくつかの訴訟を耳にした。

一般市民が軍兵舎及び隠れ家として知られる無登録の拘留施設に拘禁されているという複数の報告があった。CMI が警察署やいわゆる隠れ家に拘留者を隔離しておくよう命じたという信憑性の高い疑惑が複数あった。

2004 年 3 月に拘留されていた Titus Kiwannuka の行方に関するその後の情報はなかった。軍は高等裁判所の命令に従い Kiwannuka を Kigo 刑務所に移送したが、Kigo 刑務所の職員は、彼が同刑務所にはもはやいないと述べた。

恩赦

政府は 2000 年以降、LRA の反逆者やその他の反政府グループのメンバーに脱会及び投降を促す手段として元戦闘員に包括的恩赦を与えてきた。この年 691 名の元 LRA 戦闘員が恩赦を申請し、受理された。

3 月 25 日、警察は George William Mugisha Kyalimanya に恩赦が与えられたことを受け、彼を釈放した。Kyalimanya は PRA に協力した容疑で 2004 年 11 月に逮捕された。

e. 公正で公開された裁判の否定

法律は司法制度の独立性を定めており、実際政府も概ねこの規定を尊重しているが、大統領には裁判官の任命に関する広範な法的権限がある。大統領は国会承認を得て、最高裁判所、高等裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。大統領はさらに国会の承認を得るために、任命裁判官の推薦を行う司法委員会のメンバーも指名する。裁判所はこの年、注目を集めたいいくつかの訴訟で政府に不利な裁定を下したが、司法界の汚職は頻繁に発生する問題であった。下級裁判所は依然として人員が不足しており、権限も弱く、非効率的であった。

最も権威のある裁判所が最高裁判所であり、その後、憲法裁判所としての機能も兼ね備えた控訴裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所、地方自治体（LC）準郡裁判所、LC 教区裁判所、LC 村裁判所と続く。

この年、憲法裁判所は、極刑に相当する犯罪に対して必然的に出される死刑や判決後 3 年以内に実施されなかった死刑の違憲性を認めた 6 月 9 日の判決を含むいくつかの訴訟で政府に不利な裁定を下した。6 月 20 日、同裁判所は国内の労働組合の数を規制している法律が違憲に当たることを認めた。

LC の裁判所は、土地所有及び債務に関する訴訟、子どもが関係する刑事訴訟など市民の争議を処理する権限を持っている。これらの裁判所は多くの場合、村民にとって唯一利用可能な裁判所であることもあり、その権限の枠を超えた刑事訴訟の審理も行われたと報告されている。LC 裁判所の判決に対しては、治安判事裁判所に控訴することが可能であるが、多くの場合、村レベルでの記録は行われておらず、控訴権を知らない被告人もいた。

審判手続

司法行政制度の不全及び資金不足は、訴訟に関する深刻な未処理の問題となって現れ、公正な裁判を受ける権利を制限した。すべての非軍事裁判は公開されているが、陪審員はいない。被告人は弁護士と共に出廷し、適宜彼らに相談する権利を有している。法律により、政府は死刑に相当する罪で起訴された貧しい被告人に対して弁護士を提供することが義務付けられているが、十分な法廷弁護士を確保するだけの資金的余裕はほとんどなかった。法律によって、被告人は自身に不利な証言をする目撃者を前に質問したり、自身にとって有利な証言を有する目撃者及び証拠を提示することができる。被告人とその弁護士は、政府が所有する当該訴訟に関連する証拠に触れる機会を制限されてきた。推定無罪は存在し、被告人は上訴権を有している。

特別裁判所も存在する。労働裁判所は労使紛争を裁定する。商事裁判所は商事紛争を解決する。商事裁判所は商業における公正性を大いに向上させ、未処理となっている訴訟を減らした。

軍事裁判所制度は多くの場合、公正な裁判を受ける権利を保証しているわけではなかった。被告人は法廷弁護士を付ける権利を有しているが、軍事法廷の被告側弁護士のなかには、経験が浅く、また軍の司令部により任命されている者もいる。さらに検察官や裁判官までもが軍の司令部によって任命されている。法律では軍法会議における上訴手続きを規定しているが、軍事法廷において言い渡された死刑を含む判決に対しては、ただ UPDF の上級幹部に訴えることしかできなかった。緊急と見なされる状況においては、犯罪が行われた現地で戦地軍法会議を召集することができた。戦地軍法会議において下された有罪判決に関して上訴することは法律で認められていない。高等軍法会議は UPDF 法に抵触する犯罪で起訴された一般市民を裁くことができる。

5月30日、UPDF 高等軍法会議は Henry Tumukunde 准将を命令及び規律の徹底によって有害な行為 2 件と有害なプロパガンダの流布 2 件の訴因で起訴した。これらの罪状は、軍を退役するのを邪魔されてきた、さらには退役後ムセベニ大統領の政党に入るつもりはないという彼の発言が原因であった。Tumukunde は年末時点で審理を待っていた。

VCCU はこの年、加重強盗、殺人、銃器の不法所持、脱走など、さまざまな罪状を持った 1100 名の容疑者を逮捕した。VCCU は、軍の資産を所持していることが判明した一般市民を軍法会議の場で裁く目的で軍事法廷を利用した。

政治犯

反逆罪での死刑判決が 1995 年最高裁によって支持された Bright Gabula Africa は、自律性の高い憲法機関である「特赦権に関する諮問委員会」への不服申立の結果が出るまでの間、依然として拘禁されていた。この年、国際的な人道的活動グループによる Gabula Africa への面会は確認されなかった。

f. プライバシー、家族、家庭、通信への恣意的な介入

法律ではこうした行為を禁止しており、若干の例外はあるものの政府も概ねこれらの禁止事項を尊重している。時に警察は、法律で義務付けられている捜査令状を取らないまま、個人宅やオフィスに立ち入ることがあった。7月20日、地方自治体の職員 2 名が、女権活動家であり NGO「ウガンダ性的少数派」の代表である Juliet Mukasa の自宅を令状もなく捜査し、物品を押収した。

反テロ法は、テロ活動を察知し予防するために通信を傍受する権限を捜査当局に与えている。この年このような傍受の報告はなかった。

政府が犯罪容疑者及び政治的敵対勢力のメンバーの家族を罰したという報告が複数見られた（第 1 部 g 項）。

g. 国内の抗争における軍事力の過度な使用とその他の虐待

治安部隊は LRA への協力が疑われる一般市民を拷問にかけ虐待したが、ここ数年と違い、治安部隊が協力者と疑われる者たちを殺害したという報告はなかった。UPDF の兵士が、反逆者と疑われる者たちを拷問にかけたり、IDP キャンプに暮らす市民をレイブしたという報告はあった。

この年、治安部隊は、この国の北部及び東部での対 LRA 作戦期間中に LRA によって拉致された子どもの非戦闘員を含む数多くの市民を死傷させた。武装ヘリコプターを大々的に使用した UPDF の戦術がこうした子どもを死傷させる原因となり、UPDF は LRA との交戦中に非戦闘員を守るができなかったと非難する観測筋もいた。UPDF は、LRA 戦闘員の 80%以上が子どもで、LRA との交戦中に戦闘員と非戦闘員を区別することは難しいと述べ、そうした主張を否定した。

4月1日、パデル県の UPDF 兵士たちが LRA 反逆者に対する作戦の期間中に Pajule IDP キャンプの住人 Cecilia Aryemo と Marietta Anying を殺害した。これらの兵士たちに対する処分の報告はなかった。

4月18日、キトゥグム県でパトロール中の UPDF の兵士たちが、IDP キャンプの近くの川で釣りをしていた一般市民の女性 5 名を殺害し、その他 4 名を負傷させた。UPDF の広報担当者は、兵士たちがこの女性たちに近づくと彼女たちが逃げたので、兵士たちは彼女たちを反逆者と勘違いしたと説明した。

8月、Ben Oketta と彼の妻 Donica Ajok は Olwal IDP キャンプの彼らの庭で作業していると UPDF の兵士によって殺害された。この兵士に対する処分の報告はなかった。

UPDF 部隊による 2003 年の殺害、すなわち 2 月のスーダン人の殺害、7 月 22 日及び 24 日の UPDF 武装ヘリによる市民 21 名の殺害、10 月グルでの UPDF 兵士らによる市民 2 名の殺害に関する新たな進展はなかった。

2004 年 4 月、ある IDP キャンプで 5 名の人々が殺された迫撃砲発射事件の当事者である第 309 旅団の兵士たちに対する処分は行われなかった。

治安部隊は LRA への協力が疑われる市民を拷問、虐待した。2月17日に UPDF の兵士たちが、ある IDP キャンプの外にある自宅で作業をしていた農夫を拷問したと報告があった。反逆者たちのために作業を行っていた罪で、この農夫は 1 日間、軍兵舎に拘留され、そこで兵士たちにむちで打たれたり、ロープで睾丸を引っ張られたりした。年末までにこの事件に関するその後の情報はなかった。

治安部隊は、報告のあった女性や少女に対するレイプや性的虐待に関与していた。一部のケースでは、被害者が訴えた後に加害者が逮捕された。しかし大抵の事件が処罰を免れており、それは告訴の手続きが世間に知られていないためでもある。

3月25日UPDFはキトゥグム県のあるIDPキャンプで女性4名をレイプしたとしてLDU兵士たちを逮捕した。さらに多くの女性がレイプされたと国会議員Jane Akwero Odwongが主張した後の4月19日にはアポロ・ンシバンビ首相が同事件に対する調査を命じた。年末までに同調査に関するその後の情報はなかった。

5月15日UPDF兵士4名が少女2名をレイプした後、クミ県の当局によって逮捕された。年末までに同事件に関するその後の進展はなかった。

治安部隊と一部の政府関係者が、コンゴ民主共和国（DRC）東部で活動している武装グループに物質的な支援を行ったという信憑性の高い報告があった。民兵の戦闘により、何百人ものDRC市民が亡くなった。

UPDFは前年と同様に、数多くのLRAの攻撃から市民を守ったが、紛争を終結させることはできなかった。LRAの攻撃はこの年の間続き、数多くの残虐行為があった。地元の住民を恐怖に陥れるため、あるいはLRAのさまざまな命令（自転車の乗車禁止など）に従わなかったことへの報復措置として、市民が多くの場合、陰惨な方法で即座に処刑された。LRAの反逆者たちは民家や学校、IDPキャンプにも攻撃をかけ、人々を死傷させたり、レイプしたり、手足を奪ったり、拉致したりした。この年LRAの攻撃によって子どもを含む何百人もの人々が亡くなり、数多くの人が負傷し、家や財産を破壊された。

2月23日、LRAの反逆者たちがグルで乗用車を待ち伏せて襲った際、14名の市民が殺され、20名以上が負傷した。翌日、LRAの反逆者の別部隊がキトゥグム県で女性7名の唇を切り落とした。

5月6日、LRAの反逆者たちはグル県のKoch-Goma IDPキャンプを攻撃し、20名を殺害した。

5月30日、LRAの反逆者たちはグル県のAbwoch村を襲ったときに13名を拉致した。

7月14日、LRAの反逆者たちはキトゥグム県での待ち伏せ襲撃中に14名の商人を殺害した。

7月23日、LRAの反逆者たちはリラ県Apala村の襲撃時に20名の村民を拉致した。

8月11日、LRAの反逆者たちはスーダン南部での待ち伏せ襲撃中に17名を殺害した。

2003年及び2004年に数多くの殺害に関与したLRAの反逆者たちに対する措置は取られなかった。

LRAはゲリラ兵として訓練するために依然として何千もの一般市民を拉致した。多くの被害者が子どもや若年成人であり、LRAは、彼らを作業員、兵士、衛兵、性的奴隷として扱い、事実上の奴隷状態を強要した（第5部参照）。

第2部 市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

法律には、言論と報道の自由が規定されているが、実際のところ政府はときにこれらの権利を制限してきた。さらにメディアによる攻撃は法律によって刑事罰の対象とされており、メディアが有効に機能する能力が制限された。政府はときにジャーナリストに対する嫌がらせや脅迫を行っており、ジャーナリストは引き続き自主規制を行った。

2004年2月、ウガンダ法曹評議会は法律家が係争中の法律問題に関して公式声明を行うことを禁止する法令を支持したが、同禁止令は違反金もないため大概軽視されたままであった。

民間のメディアは概ね自由かつ率直であった。民間の出版物や放送がたくさん存在した。政府が運営する日刊紙*ニュービジョン*が政府に対して批判的な記事を載せることもあった。*モニター*は、この国最大の独立系日刊紙で一貫して政府を批判した。*イースト・アフリカン*は、この国に関する幅広い情報を提供するケニアに本拠を構える週刊誌で、政府の妨害を受けることなく引き続き巷に出回った。この年、独立系の週刊紙2紙が新たに発行を開始した。

政府は、唯一の国営ラジオ局であるラジオ・ウガンダとウガンダ・テレビ（UTV）を引き続き運営したが、これらの報道が独立性を有しているとは考えられなかった。放送中の民間のラジオ局は少なくとも120あった。いくつかの独立系報道機関が、政治的な討論番組（「*ekimeeza*（対談）」と呼ばれる国外で収録されたラジオの公開討論番組を含む）を日毎または週毎に放送しており、多くの場合政府に非常に批判的であった。8月政府は、現存のFMラジオ局で法的に不正な経営が行われており、放送局の新規の認可を取りやめると発表した。年末までに政府の新放送局に関する禁止令は解除されなかった。

2004年11月、James Nsaba Buturo 情報相は、「大統領を侮辱したり、攻撃的な言葉を使用して、態度を改めなかった」放送局の認可を取り消すようウガンダ放送協議会に命じた。Buturo はさらに、カンパラでの放送を要望している放送局に対して新たに認可が下りることはないだろうと発言した。2003年、同放送協議会は、伝えられたところによると放送電波に過度な負担がかかったり、放送の質に悪影響を及ぼすのを防ぐという理由から

FM ラジオ放送局の数を制限する規制を提案した。批評家らは、こうした規制が住民の 8 割にとって最も重要な情報源である独立系ラジオを標的にしていると批判した。

8 月 10 日、ムセベニ大統領はこの国の安全保障を脅かすいかなる報道機関も閉鎖すると脅した。8 月 11 日、ウガンダ放送協議会は電子メディア法の国家安全保障の規定に違反しているという理由で KFM ラジオを閉鎖した。KFM のトーク番組の司会者の 1 人 Andrew Mwenda は、スーダンの副大統領ジョン・ガランが亡くなったヘリコプター墜落事故への政府及び大統領の対応に批判的なコメントを出していた。8 月 18 日、同協議会は同ラジオ局を再開させたが、Mwenda のトーク番組のプロデューサーを解雇するよう命じた。

11 月 23 日、Buturo 大臣は野党党首キザ・ベシゲの裁判のマスコミ報道について新たな禁止令を発表した。Buturo は、同裁判について公に議論、討論する場を提供するいかなる報道機関もメディア協議会がその認可を剥奪すると語った。

民間の地方テレビ局は 4 局、衛星放送の民間テレビ局は多数存在する。

治安部隊は政府を批判するジャーナリストを逮捕し、苦しめた。報道協会のトップ、William Rwebembera はこの年の政治家によるジャーナリストへの脅迫及び嫌がらせの増加を公然と批判した。

6 月 21 日、ソロティの警察は、同町（県庁所在地）の書記の事務室に同人物を不快にさせる目的で入った疑いでニュービジョンのフリーランス・ジャーナリスト David Enyaku を逮捕した。Enyaku は約 27 ドル（5 万シリング）の罰金を支払った後、釈放された。

9 月 10 日、水・国土・環境大臣の Kahinda Otafiire 少将は、彼が関わる些細な事故の現場写真を撮っていたデイリー・モニターのジャーナリスト Mike Odongkara に銃を向けた。Odongakara は Otafiire を告発したが、警察は年末までに同事件の捜査を行わなかった。

11 月 29 日、高等裁判所により野党党首キザ・ベシゲの保釈が認められた後、軍法会議の命令に従って彼が再逮捕されたとき、治安当局が高等裁判所の敷地からジャーナリストたちを締め出した。同事件を除けば、民間法廷のあらゆる手続きに関する報道許可がジャーナリストたちに対して下りた。

2003 年に逮捕された Vincent Matovu は、検察が彼の扇動罪を取り下げた後の 2 月に拘禁を解かれた。

メディアに関する各法律は、ジャーナリストに対して、そのための免許と、ジャーナリズムに関する大学の学位あるいはこれと同等の知識を有するなどの一定の基準を満たす者であることを要求している。1994 年の法律はさらにメディア協議会に対して、新聞各紙を一時的に停止させたり、ジャーナリストの国家情報へのアクセスを拒絶できる権限を与えて

いる。

政府は、自主規制を奨励する声明をいくつか出した。8月10日ムセベニ大統領は、何人かのジャーナリストが彼らの報道の過程で無責任にも国家安全保障上の利益を無視していると公然と批判した。この演説の中で、ムセベニはこの種の無責任な報道を続けるジャーナリストを逮捕し、報道機関を閉鎖すると脅した。こうした報道は、それが事実として正しい場合でも国家の利益を守るための責務によって伝えられなければならないと情報担当大臣 James Buturo はこの年ジャーナリストに注意を促した。

この年、政府は国家安全保障上の理由から批判的なジャーナリストを逮捕し起訴した。6月1日、政府はこの国の安全保障にとって不利となる機密資料を公表したとして独立系ウィークリー・オブザーバー紙の編集長と社員記者2名を告訴した。政府は同新聞がUPDFにおける「幽霊兵士」の存在を調査している最高司令部調査委員会の文書を違法に公表したと主張した。

8月12日、警察はラジオの人気トークショー番組の司会者 Andrew Mwenda を扇動罪で逮捕した。この罪状はムセベニ大統領の指導力に対する批判とスーダンの副大統領ジョン・ガランが亡くなったヘリコプター墜落事故に関する政府への責任追求に起因している。政府はこれらの発言が国家の安全保障、諸隣国との関係、さらにはそうした在外自国民の安全保障を脅かしていると主張した。Mwenda は年末時点で保釈され、審理を待っていた。

2003年3月にUPDFは、機密情報を出版または放送したり、兵士たちに情報をリークするよう煽った報道機関に対して、軍法会議の可能性を含む処罰の対象になると警告した。

この国の政治指導者らが行う資産及び負債の申告に関してメディアが報道することを妨げる2003年の禁止令が継続中であるが、この年、当該情報を公表したジャーナリストに対する処分は行われなかった。

インターネットまたは学問の自由に関する政府の規制は存在しないが、政府はこの年文化的な催しの検閲を行った。2月15日、メディア協議会は「異常な性行動、同性愛及び売春」を助長させるという理由でカンパラでの「ヴァギナ・モノローグス」の上演を禁止した。翌日、内閣も同禁止令を支持した。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

議会が政治のシステムを複数政党制へと開放するために関連する法律を修正した10月にいくつかの制約は撤廃されたものの、法律では、特に政治グループによる集会の自由を制限している（第3部参照）。

法的に活動する権限を与えられたグループは集会を開く際に許可を取る必要はないが、そうした集会に先立って警察に届け出をすることは義務付けられている。

3月29日、内務大臣 **Ruhukana Rugunda** は（大統領の）任期制限を撤廃する議会の取り組みに関連したあらゆるデモを禁止した。

警察はこの年、いくつかの野党に対して集会を開く許可を与えず、野党が組織する集会を阻止し、何回か野党の集会あるいはその他の催しを混乱させたり、強制的に解散させた。

政府はこの年いくつかのデモを強制的に解散させた。その際、警察は大都市の中心部で催涙ガスや放水銃を発射し、見物人に複数の負傷者が出た。

3月31日、カンパラの警察は任期制限撤廃に反対する抗議行動を中止に追い込むことによって、**Rugunda** 内務相の禁止令を実施した。警察は抗議する者たちを追い散らすために催涙ガス弾や放水銃を発射し17名を逮捕した。抗議者のうち6名が同日中に釈放された。4月1日、裁判所は残り11名の抗議者を暴動罪で起訴し、その後保釈した。同裁判は年末時点で審理中であった。

5月12日、カンパラの警察は、野党の国会議員 **Ken Lukyamuzi** が組織した電力料金及び燃料価格の値上げに反対するデモを阻止した。

6月28日、カンパラの警察は大統領の任期制限撤廃に対する別の計画されていた抗議行動を中止させ5名を逮捕した。機動隊は催涙ガスや放水銃を発射し、数百名のデモ参加者を追い散らした。たくさんの見物人も催涙ガスを浴びた。6月30日、被疑者らは違法な集会を開いた罪で裁判にかけられたが、その後保釈金を支払い釈放された。公判は年末時点でなおも継続中であった。

7月12日、カンパラの警察は、3期目を目指すムセベニ大統領に抗議する20名のデモ参加者を追い散らした。

8月6日、ントウンガモ県の警察は、東アフリカ立法議会の議員 **Yona Kanyomozi** が組織したウガンダ人民会議（UPC）の集会を解散させた。

11月22日、**Rugunda** は、野党党首キザ・ベシゲの裁判に関連するすべてのデモ、集会、セミナーを禁止した。**Rugunda** は、集会が裁判プロセスに悪影響を及ぼし、公正な裁判を受ける権利を毀損させると語った。

以下の2004年の事件に関する進展はなかった。

2004年2月、カンパラの警察は、野党民主党（DP）系列のウガンダ青年民主党員のメンバー2名を違法な集会を組織したとして逮捕した。2004年3月に2名は釈放されたが、年末時点で裁判は継続中であった。

2004年3月、ジンジャの政府支持者が、議会擁護フォーラム（PAFO）が組織した政治集会を解散させた。その際、障害を持つ国会議員1名を含む数名が負傷しており、この議員は会場1階の窓から押し出されたのだった。議会の特別調査委員会による2004年12月の報告書は、地方公務員2名が同事件の第一義的責任を負うとしたものの、責任者全員の起訴を勧告した。

2004年6月、マサカ県 Kyotera の警察は、違法な集会を計画したとして「終身大統領に対する民衆の抵抗（PRALP）」の活動家17名を逮捕、拘留した。同活動家たちは1週間後に釈放されたが、2004年10月の法廷審問に姿を見せなかった。2004年12月、警察は彼ら全員の逮捕状を取った。

2004年8月、警察はマサカ県 Kyazanga 町で起きたイスラム教徒とキリスト教徒の路上での抗争事件中に1人の中学生を誤って射殺した。同事件ではほかにも数名の負傷者が出た。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めているが、実際のところ政府は同権利を特に野党および反政府政治組織に対して制限している（第3部参照）。1月23日、軍は野党幹部である FDC の Mugisha Muntu 少将と UPC の国会議員 Cecilia Ogwal がリラ県の Aromo IDP キャンプで資金集めのための会合に参加するのを阻止した。

2月20日、トロロ県選出の国会議員 Yeri Ofwono は、FDC の党員が同県で協議会を開こうとした際、会議会場の門を閉めて妨害した。同議員は人々に同会合への出席を思いとどまらせるために賄賂を贈ったとされる。

3月8日、ムピジ県の警察は、FDC の女性支持者が国際女性デーを祝う国の祝典に出席するのを阻止した。

6月10日、警察と UPDF 兵士の合同部隊は、グルの Kaunda grounds での国会議員 Ronald Reagan Okumu と Michael Ocula のための FDC の歓迎集会を妨害した。この2人の国会議員は、殺人罪のより刑務所に収監されたが、保釈され、その後彼らの選挙区に戻っていた。グルの警察当局は国会議員らが集会開催のための許可を申請していなかったと述べた。

7月1日、ナカピリピリ県の警察は地元の後援者に対して FDC のために集会を開かないよう命じたが、後援者たちはこの命令を拒否した。この集会の主権者に対する処分は行わ

れなかった。

c. 宗教の自由

法律は宗教の自由を定めており、いくつかの小さな制約はあるものの政府は概ね同権利を尊重した。法律では、宗教団体および外国人宣教師の政府への登録が義務付けられており、登録をしない場合は刑法違反となる。

政府は、2000年カヌングで1000名以上の市民を殺害した疑いが依然あるとして世界最終警告メッセージ教会の登録許可をこれまでと同様に出さなかった。また政府が合法的な宗教組織ではないという理由でその他の自称宗教団体の登録を許可しなかったという報告がいくつかあった。前年「カルト教団」の疑いがあるとして警察にその活動を停止させられたいくつかの宗教団体は、年末時点で依然として活動休止中であった。

さらに、伝えられるところによると治安及び騒音防止という理由から、福音教会の夜間の祈祷会に対する禁止令がいくつかの県の住宅地域で依然として実施された。

2004年3月、カンパラの対テロ警察がイスラム教の指導者2名とその他の容疑者5名を反逆罪で逮捕した。このイスラム教の指導者たちは、彼らの宗教が原因で逮捕されたと主張したが、政府は、彼らが民主同盟軍への勧誘を行っていたとして逮捕したことを強調した。これらの者は年末時点で拘留されており、審理を待っていた。

6月1日、アルア県の裁判所は2004年の3月にアメリカ人宣教師2名を殺害した容疑者6名の起訴を受理した。容疑者たちは年末時点で審理を待っていた。

イスラム教徒は、地方自治体及び中央政府の権限のある地位に就いているが、イスラム教指導者の中にはそうした地位の者の数が全人口に占める彼らの割合を反映していないと主張するものもいた。

この年、政府は未登録の宗教組織の指導者を複数逮捕した。2月25日、グルの警察は反政府勢力の元リーダーAlice Lakwenaの父Severino Lukoyaとその他牧師3名を未登録の新Meltaエルサレム教会を運営したとして逮捕した。政府は治安上の理由から同組織の登録を却下した。2月28日、警察はこの4名の牧師を警告処分で釈放した。

5月1日ムベンデ県の警察は、違法な団体を運営し、魔術を行い、魔術に使用される品々を所有していたとして預言者Ssali Kilimba Mwakaを逮捕した。その後Mwakaは保釈された。9月21日、裁判所はMwakaに対する起訴をすべて棄却した。

前年と異なり、LRAの宗教団体への攻撃の報告はなかった。2003年にLRAの指導者ジョゼフ・コニーは「北部ウガンダのすべての教会布教団を破壊し、すべての聖職者を殺せ」

と LRA に命じた。

2003 年及び 2004 年に宗教従事者の殺傷及び拉致に関与した LRA 反逆者に対する処分は行われなかった。

社会的虐待と差別

宗教的指導者の中には魔術のような地元の部族的慣習を非難するものもいた。あるケースでは、ムコノ県のカトリックの司祭が伝統的な聖地を探し出してはこれを破壊する運動を始めた。政府はこの司祭に対して何の措置も取らなかった。地元の伝統的な信仰療法家 4 名は、彼らが同運動の結果、仕事を失ったと主張した。

ユダヤ人社会はこの国の人口の 1%未満である。反ユダヤ法の報告はなかった。

より詳細な議論については、*信仰の自由に関する 2005 年国際報告書*を参照のこと。

d. 国内での移動、外国旅行、移住、本国帰還の自由

法律はこれらの権利を定めているが、実際のところ政府は時折これらを制限した。既婚女性はパスポート申請の際に子どもの分も自身のパスポートに併記しようとする場合、夫の同意書が必要となる。

前年と異なり、政府職員が野党党員のパスポートを没収したり、彼らの渡航を阻止したという報告はなかった。

法律が国外退去を認めているか、それとも禁止しているかに関する情報はなかった。しかし政府はこの年、国外退去命令を出さなかった。

国内避難民 (IDP)

LRA とカラモジョンの戦士たちが引き続き行った攻撃によって、多くのアチョリ族及びテソ族が自宅を追われ、中心市街地や IDP キャンプ、さらには UPDF 及び LDU が保護する村に移らなければならなくなった。国連人道問題調整部によると、こうした暴力の結果、140 万人以上が IDP として登録した。被害を受けた県ごとの IDP の数は年末時点で、グルが 46 万 2,580 人、キトゥグムが 31 万 140 人、パデルが 31 万 9,506 人、リラが 34 万 9,156 人となっている。

UPDF の兵士らが女性や少女をレイプしたという報告があった。さらに治安部隊がキャンプで LRA の協力者と見られる者を拘留し虐待した (第 1 部 g 項参照)。治安部隊は IDP の活動の自由を厳しく制限しており、多くのキャンプで夜間の外出禁止令が課せられた。

この年、LRA は IDP キャンプへの攻撃中に数多くの人々を死傷させた（第 1 部 g 項）。北部では、一般市民を保護し LRA に対する支援を断つ手段として、IDP キャンプの UPDF 派遣部隊を維持する方針を治安部隊は継続した。

国内及び国際的な人道的活動組織がおおよそ 200 箇所 IDP キャンプへの支援を行ったが、健康及び生活環境は依然として不安定であり、反政府勢力の大規模な攻撃の標的になったところもいくつかあった（第 1 部 g 項参照）。IDP はときどき耕作や狩猟を行ったり、薪や水を得るためにキャンプの外に出て活動した。

難民の保護

法律には国連の 1951 年の難民の地位に関する条約及び 1967 年の同議定書に基づく亡命または難民の資格認定に関する規定が存在しないが、政府は難民を保護するための制度を確立している。実際、政府はルフールマン（迫害が心配される国への帰還）からの保護を行った。政府は難民資格または亡命の認定を行った。この国の難民約 23 万 8,000 人のうち 7 割以上が南部スーダン出身者であり、DRC、ルワンダ、その他の国々から来た難民もいた。

政府は、1951 年の条約及び 1967 年の議定書に基づく難民として認定されない可能性がある個人を一時的に保護し、近隣諸国からやって来た人々に一時的な再定住先となる土地も提供した。

政府は国連難民高等弁務官やその他の人道的活動組織と概ね協力し、難民及び亡命希望者を支援した。政府当局による難民の虐待または差別に関する報告はなかった。

前年と異なり、スーダン難民居住地への LRA による攻撃はなかった。

第 3 部 政治的権利の尊重：政府を交代させる国民の権利

政府は国民に政府を交代させる権利を与えているが、与党による国政支配と憲法及び法令のいくつかの制限規定によって、国民による同権利の行使は事実上制限された。

選挙と政治参加

2001 年にはムセベニ大統領とキザ・ベシゲを含む 6 名の候補者によって大統領選が争われた。ムセベニ大統領は投票総数の 69.3% を獲得し再選した。大統領選は概ね民意を反映したものとなったが、選挙前及び選挙日の特に投票処理に関する不正行為に対して多くの告発があった。さらに政府と野党両者による選挙関連の暴力行為と脅迫についての数多くの報告があった。

2001年の選挙は議会の214議席を直接選挙で争うものであった。同選挙は概ね民意を反映したものとなったが、選挙関連の脅迫と暴力行為に関する数多くの事例が発生した。野党の国会議員数は12から35（UPC議員9名、DP議員約6名を含む）へと増えた。またDPと緩やかな連携を組む者たちもいたが、そのほかの議員幾人かの所属先は不明であった。国民抵抗運動の議席数は230となり完全な過半数を獲得したが、そのうちの穏健派の議員の多くは、ムセベニ大統領が彼らの対立勢力への積極的な選挙活動を行ったにもかかわらず、その議席を守った。

7月28日、国民は国政に複数政党制を導入するための国民投票を行った。10月24日議会は選挙法を改正し、選挙及び国政への野党参加を正式に盛り込んだ。年末までにおよそ25の野党が登録された。しかし複数政党制が正式に採用されるまで、政府は、国民抵抗運動以外の政治集会を制限し、同運動が認めない政治集会を解散させた（第2部b項参照）。

6月2日議会は、ムセベニ大統領政権の3期目への道を開く大統領任期の撤廃に関する物議を醸している修正案を承認した。

10月26日FDC党首キザ・ベシゲは、自発的な亡命から帰国し、10月29日に同党の大統領候補として選出された。11月14日警察はベシゲを逮捕し、翌日彼とその他22名が反乱グループPRAを組織したとして反逆罪で起訴された。同日ベシゲは、1997年に起きたと伝えられているレイプ罪でも起訴された。

11月16日、武装民兵組織ブラックマンバズが共同被告人14名を釈放させないように高等裁判所を取り囲んだ。高等裁判所は被告人らの保釈を認めたが、彼らは軍による拘束を避けるため刑務所に戻った。

11月24日、高等軍法会議はベシゲをテロ及び銃火器所持の罪で起訴した。同軍法会議は11月18日、彼の共同被告人22名を同罪で起訴していた。被告側の弁護士は、高等軍法会議が二重の危険の原則に抵触していると主張し、憲法裁判所に提訴した。憲法裁判所の訴訟は年末時点で係属中であった。

11月29日ベシゲは保釈を認められたが、軍当局者らによって強制的に再び収監されることになった。司法関係者、人権擁護団体、野党は軍の介入を非難した。ベシゲを含む容疑者全23名は、年末時点で収監されたまま公判を待っていた。

与党国民抵抗運動は定期的に集会を開き、政治活動を行い、2003年国民抵抗運動機構を登録し、この与党政治団体はほぼ制限なく活動を行った。およそ25の新党は、同運動が政権の座に就いた1986年に存在していた政党と同じように活動することを認められた。

この年、野党は事務所を開設し、新党員を登録した。7月28日の国民投票後、野党は大統領候補を選ぶための党大会に出席する代表者を草の根レベルで登録された党員の中から選

ぶ選挙を行った。

法律は、特定利益団体のために用意された 81 の議席（女性に 56 議席、組合労働者に 5 議席、障害者に 5 議席、若者に 5 議席、UPDF 最高司令部が選定しムセベニ大統領が任命する軍関係者に 10 議席）が選挙人団を通じて選出されることを義務付けている。

国会議員 305 名中、女性は 72 名で、60 名の内閣のうち女性閣僚は 16 名であった。副議長と最高裁判所副長官も女性であった。また政府監察官と国家警察犯罪捜査部門のトップも女性であった。

法律では、議会の議席のうち女性に 56 議席、労働者に 5 議席、身障者に 5 議席、若者に 5 議席が割り当てられている。さらに女性 16 名、労働者 1 名、身障者 1 名が閣僚となった。

政府の汚職と透明性

汚職は引き続き大問題となった。不正行為について信憑性の高い証拠があるにもかかわらず、政府高官が汚職容疑で起訴されることはなかった。法律は政府関係者及び彼らの家族による財産の申告を義務付けており、政府はこの年同法を執行した。

3 月の国際通貨基金（IMF）の報告書は、政府が著名な実業家 Hassan Basajjabalaba の借金を返済するために 1,000 万ドル（185 億シリング）を出すよう中央銀行に命じたと告発した。IMF は、特定企業への不透明な政府支援によって汚職に関する認識が高まったと指摘した。

2 月 23 日政府は、Emmanuel Katto を政府へのヘリコプター売り込みの際の大統領の異父母兄弟 Salim Saleh への贈賄容疑で起訴した。司法委員会の 2003 年の報告書によって Katto 及び Saleh による買収工作は発覚したのだった。しかし 6 月 7 日 Katto は無罪となり、さらに検察官は Saleh に対する起訴取り下げを決定した。

8 月 23 日エイズ・結核・マラリアと闘う世界基金は、調査によって資金の深刻な不正管理の証拠が発覚したことを受け、2 億 100 万ドル（3,620 億シリング）相当の政府への助成金を凍結した。8 月 26 日、政府は資金を管理していた職員全員を停職処分にし、この事件を調査するための独立調査委員会を設置した。同委員会は 9 月 21 日に活動を開始し、年末時点においてもその活動は継続中であった。

人員不足の部隊を維持し、いわゆる「幽霊兵士」に成りすましてその給与を着服した容疑の軍当局者に関する 2003 年の軍法会議は、年末時点においても継続中であった。

法律は市民による政府情報へのアクセスを定めており、政府も実際そうしたアクセスを提供した。

第4部 国際及び非政府の機関による人権侵害容疑の調査に対する政府の姿勢

いくつかの国内及び国際的な人権団体は、概ね政府による規制もなく、人権問題を調査し、その結果を公表する活動を行った。政府関係者は概ね彼らの見解を受け入れた。国内で活動中の独立系の団体には、FHRI、ウガンダ女性弁護士協会 (FIDA-U)、人権フォーカス、ウガンダ全国女性団体協議会、国際人権連合、マケレレ大学人権・平和センターなどがある。政府関係者は、NGO が主催する社会問題についての会議やセミナーに継続的に参加し、NGO と協力して法律および刑務所の改革を行った。

2003年汚職を最小限に抑えるために政府がNGOに行動規範を要求した件に関する対応は取られなかった。

政府は ICRC、UNHCR、さらにはアムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW)、国際正義ミッションなどのいくつかの国際人権 NGO による訪問を許可した。この年、ICRC は刑務所、警察署、軍の拘置施設を引き続き訪問した。9月にICRCは、その後3年間のICRCの訪問が可能となる政府との新たな協定に署名した。

法律は、UHRC を準司法的な権限を持つ常設の独立機関と定めている。大統領が UHRC の委員 8 名を任命する。法律に基づいて UHRC は、記録の提出命令、抑留者の解放命令、虐待に関する賠償金の支払い命令を行う場合がある。この年いくつかの訴訟で、UHRC 裁判所は政府に対する疑惑を立証した原告への賠償を認めた (第1部 c 項及び第1部 d 項参照)。UHRC は、政府及び軍の高官を含む人権侵害の容疑者を継続的に追いかけて、全国各地に支部を持った。UHRC は、受理したすべての告訴を調査するだけの十分な資金を持っていなかった。カンパラにある UHRC 裁判所の本部は、政府の上級幹部や軍及び警察関係者に対するものを含む新たに 267 件の告訴を受理した (2004 年は 1,080 件)。この年 UHRC 裁判所では、新規 108 件と前年からの 143 件に関する審理が行われ、63 件の訴訟で判決が言い渡された。

国連安全保障理事会の調査団による 1 月の報告書は、政府がコンゴ民主共和国 (DRC) のイトゥリを拠点とする民兵組織 コンゴ人民武装勢力 (FAPC) に地雷を含む武器を流し軍事支援を行ったことにより、国連が課している DRC における武器の禁輸に違反していることを示すものであった。政府は同報告書の主張を否定した。

12月19日、国際司法裁判所は、1998年8月から2003年6月までの政府によるDRCでの武装闘争が、武力の侵略的な使用に対する国際的な禁止、国際的な人権、国際人道法に抵触するという判決を下した。同判決は政府に対してDRCへの賠償金の支払いを命じる決定をした。

第5部 差別、社会的虐待、人身売買

法律は人種、性別、障害、言語、社会的地位に基づく差別を禁じているが、女性、子ども、障害者、特定の民族に対する差別が地域的または文化的に容認されたという点で、政府は同法を執行しなかった。北部地域で続く不安定な状況は、この地域の住民のかなりの部分を占めるアチョリ族の一部の者の権利を侵害する結果となった。大部分が実はアチョリ族である LRA の反逆者が、最も深刻な人権侵害を招いた。

女性

レイプなどの女性に対する暴力は引き続き頻繁に発生した。ジョンズ・ホプキンス大学の 2003 年の研究では、調査対象となった農村部に暮らす女性のうち 3 人に 1 人がパートナーからの言葉によるあるいは肉体的な脅しを受け、55%が家庭内暴力により身体的な傷を負っていることが示された。選定された警察署の警察と市民団体が行った 9 月の調査によると、警察は家庭内暴力の報告を前年よりも 3 割以上多く受け取った。法律では、暴行、殴打、レイプを禁止しているが、配偶者による虐待から女性を特に保護する法律はない。多くの捜査当局者は依然として妻に対する暴力的罰を夫の特権と見なしており、家庭内暴力の事例にほとんど介入しなかった。女性は、夫に対してレイプまたは暴行罪で告訴するよりも離婚訴訟を起こす可能性の方が依然として高かった。

HRW の 2003 年の報告書は、既婚女性が結婚生活中に複数のパートナーまたは妻を持つ夫からセックスを強要された結果、HIV/エイズに感染しやすいと結論付けた。HRW の報告書は、女性が虐待関係の中で HIV/エイズ感染から自らを守る権利にとって障害となる社会的及び法的な事柄を多数特定した。

北部の IDP キャンプの性及び性別に基づいた暴力についての UNICEF の 6 月 15 日の研究によると、2004 年グル県の警察には 469 件の報告があった。同研究は、性別に基づく暴力の最も一般的な形がレイプ、子どもへの性的虐待、身体的暴行であることを示した。10 代の少女、次いで若年女性が性別に基づく暴力の最も一般的な犠牲者であった。

法律は、婚資が新婦の親たちに向けた払い戻し不可能な贈り物でなければならないとしている。2003 年に市民社会団体から婚資廃止の提言があったが、議会によって承認された憲法の改正案に同廃止の規定は含まれなかった。

レイプは違法である。この年、政府はレイプ犯を逮捕、起訴し、彼らに有罪を宣告したが、捜査されていない事件が一部にあるという報告があった。何千人もの女性が反乱軍による拉致及びレイプの犠牲者となった。UPDF のメンバーが女性をレイプしたという報告もあった（第 1 部 c 項参照）。

地方のカプチョルワ県に住むサビニー族と北東部のケニアとの国境沿いに暮らすポコット族が行っている FGM を禁止する法律はなかった。政府、女性団体、国際機関は教育を通

じてこの慣習を失くすためのプログラムを継続した。これらのプログラムは、地方の指導者から何らかの支援を受けており、伝統的な権威を持つ人たちとの密接な協力関係と仲間同士のカウンセリングを重視した。

売春は違法であるが、頻繁に行われた。この年の児童売春を含む売春の発生に関しての入手可能な信頼性の高い統計はなかった。

女性の人身売買についての報告があった（第 5 部人身売買を参照）。

セクシャル・ハラスメントは法律で禁止されているが、日常化した問題となっており、政府は同法を事実上執行しなかった。2 月 16 日マケレレ大学の人事委員会は、教育心理学科の講師 Julius C. Enon 博士の女生徒へのセクハラが調査によって判明した後、彼を解雇した。

前年と異なり、就職の面接中に性的な行為を要求された女性の申立が議会で取り上げられることはなかった。

女性に対する伝統的かつ広範囲に及ぶ社会的な差別が、特に農村部で依然として存在した。多くの慣習法は、採用、結婚、離婚、相続の分野で女性を差別している。多くの地域に根ざした慣習法に従えば、女性は財産を所有または相続したり、子どもの親権を保持することができない。多くの地域の伝統的な離婚法は不貞の証明に関して男性よりも厳しい証拠基準を満たすことを女性に義務付けている。一夫多妻は慣習法及びイスラム法の下で合法である。一部の民族では男性が、亡くなった兄弟の寡婦を「相続する」ことができる。女性は農作業のほとんどを行ったが、所有している農地はたった 7% だった。世界銀行の 5 月 18 日の報告書は、無給労働者全体の 8 割が女性であると推計した。民間部門の雇用者は多くの場合、女性に出産休暇に与える法規定を適用しなかった。

既婚女性がその子どもと出国する際の法的資格には制限が存在した（第 2 部 d 項参照）。

多くの NGO が全国で女性の権利に関する会議及び訓練プログラムを主催した。この国には活動中の女権団体がいくつかあった。

子ども

政府は児童福祉の向上に対する献身ぶりを示した。教育が国家予算のなかで最も大きな部分を受け取った。政府は、人口に占める子どもの割合が大き（人口の 56% が 18 歳未満）、司法及び文化的規範に関する人材及び財務にも制約があったため、子どもの幅広い保護の骨子となる児童法を事実上執行しなかった。法律では、親の責任が明記され、財政的な支援、児童養護施設の設置、養子縁組、親子鑑定、罪を犯した子どもへの対処などを含む多種多様な分野における子どもの幅広い保護が定められている。また法律は子どもがその健

康、教育、精神的・肉体的・道徳的な発育を損なうような活動に参加することを禁じているが、政府は多くの場合これらの禁止令を執行しなかった。

政府の初等教育完全普及（UPE）プログラムは7学年制の無料教育を提供しているが、教育は義務化されていなかった。UPEプログラムは教育を経済的により利用しやすいものにしたが、親たちは依然として学用品及び一部の学校経費を支払わなければならなかった。UPEは教育のための資金調達を増やし、教師向けの技能向上訓練を提供し、教科書1冊当たりの生徒数を減少させた。逼迫した財政、汚職、不安定、インフラ問題、不十分な教員養成が完全な形での実施を妨げた。滞りなく給料を支払ってもらえた教師はまれで、政府による給料の支払いが遅れたときには仕事に出てこない教師も多かった。6月23日教師たちは低賃金に抗議するため全国的な1日ストライキを行った（第6部b項参照）。6月25日、政府は教師に給与の追加支給を行うために予算の枠内で追加資金の調達にあたり日財務大臣が発表した。しかし政府は年末までにいかなる追加給与の支払いも行わなかった。

2002年の国勢調査によると、この国の小学校の就学率は男子が84%、女子が83%であった。女子及び男子は名目上、低学年では平等な教育の機会を与えられたが、各家庭では教育に関する決定を行う際に伝統的に男子を優遇するため高学年の女子の割合は依然として低かった。また男子は小学校を卒業する確率がより高く、中等学校への入学試験の成績もよりよかった。政府は女子の教育に関する全国的な計画を推進するためにいくつかのプログラムを引き続き行った。

政府は全国的な医療プログラムを通じて補助金付きの医療を提供し、男子と女子が平等に利用した。しかし診療施設は総合医療または総合治療を提供するのに十分な資源を持っていなかった。

児童虐待、特に「汚れ」として知られる少女のレイプ及びその他の性的虐待が引き続き深刻な問題であった。汚れは同意の有無及び加害者の年齢に関係なく18歳未満の少女との婚外性交渉のすべての事例に適用された。汚れの加害者は多くの場合、家族や隣人、教師であった。この年行われた1,400名の子どもに対するセーブ・ザ・チルドレンの調査から、少女の46%が性的虐待を受け、20%がレイプされたことが判明した。この年985名が汚れで有罪となり、年末時点で3,771名の被疑者が公判を待っている。汚れは最高刑が死刑であるが、実際に汚れの訴訟では多くの場合、少女の両親に慰謝料を支払うことで決着した。

この年、複数の教師が汚れで逮捕、起訴された。7月1日カンパラの裁判所は小学校教師Hussein Kiberuを2004年の13歳の生徒への汚れで起訴した。9月6日警察はキエンジョジョ県の小学生教師Deo Habaruremaを16歳の生徒への汚れで逮捕した。

11歳の少年への殺人未遂があったとされる2004年2月に逮捕された伝統的な信仰療法家

2名に関する進展はなかった。子どもたちの儀礼的殺害に関する 2003 年の訴訟についての進展はなかった。

FGM がサビニー及びポコット族の少女に対して行われた（第 5 部女性を参照）。

結婚の法定年齢は 18 歳であるが、特に農村部では親によって決められた少女の結婚が一般的であった。2002 年の国勢調査によると、15 歳未満の少女 3 万 6,000 名と少年 2 万 9,031 名が結婚した。

児童売春及び人身売買が問題となった（第 5 部人身売買を参照）。

法律では 18 歳未満の兵役は禁じられているが、18 歳未満の者が時に地元の役人と結託して入隊することもあった。この年、18 歳未満の者が軍隊や地元の民兵組織に入隊したという報告があった。UPDF は、積極的に子どもの兵士を募集したことはないとしているが、中にはごまかしたり、見落としによって入隊した者もいるかもしれないと述べた。

2004 年 12 月以降、およそ 70 名の志願者が UPDF の採用担当者によって基準年齢に達していないため不合格となった。UPDF が子どもの元 LRA 戦闘員数名を受け入れがたいほど長期間拘禁し、場合によっては諜報及び偵察の任務に利用した可能性があるという報告もあった。

片方または両方の親を亡くした推定 200 万人の子どもがいた。この大量の孤児は戦争及びその他の不安定、住民の移動、HIV/エイズによって生じた。政府は HIV/エイズに感染したり北部の紛争で被害を受けた子どもを支援するために 2 つのプログラムをサポートした。

児童就労が問題となった（第 6 部 d 項参照）。

UNICEF の推計によると、LRA は 2002 年以降およそ 1 万 2,000 人の子どもを拉致し、この年も子どもの拉致を続けた。LRA は、子どもたちに作業員、兵士、衛兵、性的奴隷といった事実上の奴隷的身分を強制した。拉致された子どもたちは、殴られたり、レイプされたり、へとへとになるまで行進をさせられたりすることに加え、逃亡を試みたほかの子どもの殺害に加わることを強要された。LRA に捕らえられた者たちの 85%以上が、LRA によって拉致され反逆者として戦うことを強要された子どもたちで構成されており、ほとんどの LRA 反逆者は 11~16 歳であった。

この年、UPDF は LRA による監禁から 563 名の子どもたちを救出した。UPDF の児童保護部隊は軍の施設に到着するとすぐに帰還した拉致被害者への治療を行った。さらに同部隊は、子ども及びその家族への支援や相談を行っている NGO の施設に拉致被害者たちを送り届けた。政府も、北部の NGO と緊密に協力して恩赦を求める者向けの支援プログラ

ムを推進し、子どもたちを救出したが、これらのプログラムは主として寄付による資金で賄われた。

「夜の通学者」として知られるおよそ 3 万 5,000 人の子どもたちが、LRA による拉致を避けるために紛争地域や IDP キャンプから都市中心部に毎晩通った。9 月国連は 9,000 人近くの子どもがグル町に夜間通い、キトゥグムでは 1 万 847 名が通ったと推計した。この年政府は、NGO と協力してテント式の寄宿舎やその他の仮設の建物に暮らすこうした子どもたちのためにシェルターを建設した。しかし一方では学校、教会、病院のバルコニーの下や敷地で寝る子どもたちもいた。環境は苛酷なものから十分整ったものまでさまざまであった。住むところがなくなった少女の多くが売春にかかわることになったという信憑性の高い報告があった。

人身売買

法律は、人身売買を明確に禁止していないが、人身売買に関係する犯罪を禁止している。外国からこの国に、この国から外国に、また国内で売買された人々の報告があった。人身売買の規模について入手できる統計はなかった。売春目的の女性の周旋あるいは性的な意図を持った監禁の場合の最高刑は 7 年の懲役である。奴隷売買の最高刑は 10 年の懲役である。

国家警察は、人身売買関連の犯罪捜査を担当しており、地方の警察に女性及び子どもの権利について教えることを専門とする児童・家族保護課も有している。UPDF は北部で人身売買を行っている LRA 戦闘員の逮捕、武装解除、殲滅を担当している。

LRA による拉致(第 1 部 b 項参照)に関係した人身売買に加えて、大人及び子どもが労働、商業的な性的搾取、犯罪活動のために国内で売買された。人身売買は主に国内で発生した。すなわち LRA が子どもたちを拉致して兵士、性的奴隷及び運搬人にしたのだ。またタクシードライバー、ホテルやバーの経営者を含む自由業者が商業的な性的人身売買を行った。

国内の人身売買の被害者は危険な労働環境にさらされており、商業的な性の被害者は身体的な虐待と性感染症の危険性にさらされた。都市中心部の商業的な性的人身売買の被害者は多くの場合小さな農村の出身者であった。

政府が人身売買の被害者を起訴したり科料にすることは全くなかった。

政府は軍及び民間の機関を通じて、LRA の人身売買と戦う取り組みを引き続き行った。政府は、LRA の脅威を根絶するために、2002 年には「鉄拳作戦」を開始した。また元反逆者への恩赦付与も引き続き行い、教育給付金や職業訓練を伴った再定住策を提供した。政府は UPDF 及び LDU が駐屯して防衛するキャンプも設営しており、拉致の阻止に役立ってきた(第 1 部 b 項及び第 2 部 d 項参照)。

3月、政府は人身売買と戦う国内の作業部会への参加を開始した。同作業部会は、新たに人身売買禁止法を起草する取り組みへの支援、人身売買を防ぐためのNGO活動の調整、被害者支援、人身売買に関係する犯罪の先鞭的な告発を行うイニシアチブの監視を付託された。

障害者

法律は、障害者を雇用、教育、または国家によるその他のサービス提供における差別から守る事を規定しているが、政府は同法を事実上執行しなかった。社会による幅広い差別が存在し、雇用者が障害者の雇用及び教育の機会を制限した。建物が障害者にとって利用しやすいものでなければならないといった要件は法律で規定されていなかった。議会では5議席が障害者の代表者のために用意された。障害者の権利保護を担当する政府機関には、障害者省及びジェンダー・労働・社会開発省（MGLSD）があるが、両省とも重要なイニシアチブに着手したりそれを支援するための十分な資金を欠いていた。

法律は障害のある子どもに必要な特殊施設の提供を義務付けているが、実際には資金不足によりこの規定の執行が妨げられた。

国籍・人種・民族の少数派

北部及び東部の内戦は、主にグル、キトゥグム、パデル、リラ、アパッチ及びソロティ県に暮らすアチョリ、ランギ及びテソ族の人々の権利侵害をもたらした。LRAの反逆者は、彼ら自身が主にアチョリ族であるが、アチョリ族及びその他の民族に対して虐待を行ってきた。LRAはアチョリ及びその他の民族の殺害及び誘拐（第1部g項参照）に特に関与した。この年UPDFはLRAに対する戦闘活動中にアチョリ族に対する虐待を行った。

昨年と異なり、ランギ族とアチョリ族の民族間の暴力に関する報告はなかった。

この年、北東部のカタクイ、コティド及びカプチョルワ県のカラモジョン武装戦士による襲撃によりおよそ200名の人々が亡くなった。この襲撃により北東部の民族の緊張が悪化したと報告されている（第1部a項参照）。政府のカラモジャに対する強制武装解除プログラムは、UPDFとカラモジョンの対立の原因となってきたが、カラモジョン主導の解決交渉と共に継続された。UPDFと警察は、牛泥棒の逮捕と国境を越えた侵攻の阻止によって引き続き安全保障環境の向上に取り組んだ。

その他の社会的な虐待及び差別

同性愛者は幅広い差別と法的な規制に直面した。「自然の摂理」に反した肉欲的行為を終身刑とする法規定に従って、同性愛者が性行為に及ぶことは法律違反である。

1 月、少数派の性的指向を持つ人々の権利を保護・促進することを目指す NGO アフリカの反ホモフォビアが NGO 理事会に登録申請したが、年末までにこの登録は承認されなかった。

7 月 6 日、議会は憲法第 31 条を改正し、同性愛者の結婚を禁止した。

HIV/エイズ感染者は、地元の地域社会や雇用者による差別に引き続き直面した。国際的及び地元の NGO が政府と協力し、HIV/エイズの偏見を取り除くことを目的とした国民の意識向上キャンペーンを主催した。HIV/エイズの相談及び検査は全国の医療センター及び地元の NGO で無料で受けられた。カウンセラーは患者にパートナーや家族と一緒に検査を受けることを勧めたが、それはこうした人々全員が HIV/エイズと共に生きるための情報を得られるようにするためであった。HIV/エイズ感染者は地元の地域社会の意識を高めるための支援団体を組織した。

第 6 部 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は、警察、軍及び管理職級の役人などの「不可欠な」多くの公務員を除く労働者に自由に労働組合を組織し、それに参加することを認めているが、組合員の数は法律で規制されている。6 月 24 日、憲法裁判所は国内の労働組合の数を制限する規定を破棄した。組合関係者は、50 万人の労働者が組合に加入しており、これは就労年齢者の約 5%にあたりと推計した。政府は、新たに民営化された企業及び工場の組合に加入するという一部の被雇用者の権利の遵守を徹底しなかった。

法律では、全従業員の 51%以上が労働組合の形成を支持し、この提案された組合が最低でも 1,000 名の従業員を代表するものである場合に、労組形成が認められる。これらの要件は事実上、民間部門の重要な部分、特に織物、ホテル及び建設部門の労働者が労働組合を作るのを阻害した。

法律は雇用者による組合差別を禁止しておらず、組合活動家は組合活動に対する報復から保護されなかった。しかし政府による組合関係者への嫌がらせについての報告はなかった。いくつかの民間企業が労組形成の取り組みに参加しないよう労働者を説得したという報告があった。

b. 団結権及び団体交渉権

法律では労働組合が干渉を受けずにその活動を行うことが認められているが、実際のところ政府はこの権利を保護しなかった。

法律は労働者の団体交渉権を定めているが、それが制限なく行使されることはなかった。登録済みの労働組合と労働協約を結ぶための法定要件を無視する雇用者もいた。

法律はストライキ権を定めているが、政府はめったに同権利を保護せず、また政府の政策も、ストライキ行動に出る前に労使紛争を調停するためのあらゆる努力をするよう経営者及び労働者に求めるものであった。この年、公務員、教員、鉄道職員によって行われた給料や手当の未払いに抗議するストライキが3件と商用車の運転者によって行われた高い税金に抗議するストライキが1件あった。

輸出加工区は1つも存在しなかった。

c. 強制的または義務的労働の禁止

法律では、子どもによるものを含む強制的または義務的労働を禁止しているが、そうした慣行が行われていたという報告があった（第5部参照）。

刑務所の関係者が、受刑者を雇い民間農場及び建設現場で働かせた。そこでは受刑者が多くの場合酷使された。全国の刑務所関係者が刑務所の敷地で受刑者が育てた作物（第1部c項参照）を日常的にお金に換えてわずかな給料の足しにした。男性受刑者が苛酷な肉体労働をさせられる一方で、女性の受刑者は編みかご細工などのお金になる手工芸品を作った。未成年の受刑者は多くの場合1日12時間の肉体労働をさせられた。対価が支払われることもあったが、ほとんどの場合極めて小額であった。

前年と異なり、UPDFは戦争の被害を受けた北部の道路を通れるようにすることをアチョリ族の住民に強制した。

この年、子どもによる強制労働が行われた（第6部d項参照）。

d. 児童就労の禁止と雇用最低年齢

法律は雇用者が18歳未満の労働者を雇うことを禁止しているが、児童就労が特に非公式部門で横行した。人口の半分以上が18歳未満であるという人口的特徴が児童就労の問題に拍車をかけた。多くの子どもが、家計を賄う手助けをしたり、不在のまたは体の弱い親に代わって仕事をするために学校を中退し、農業や家庭内の労働に就いたのであり、これが全国の一般的な状況であった（第5部参照）。この問題は、数が膨れ上がった孤児の間で特に深刻であった。7月に発表された国際労働機関とMGLSDの合同調査は、およそ270万人の子どもが労働者として雇用されていると推計した。

都市部では、子どもたちが路上で小さな品物を売ったり、商業的な性産業にかかわったり、

店で働いたり、金銭を請いだりした（第 5 部参照）。子どもたちはお茶の収穫部門でも雇用された。

労働省が発した省令によると、12 歳から 18 歳までの子どもも軽作業が主体の仕事であれば雇用の対象となる。

法律では子どもの強制及び奴隷労働が禁止されているが、資金不足により政府はこの禁止令を事実上徹底させることができなかった。UPDF が元 LRA の子ども兵士を偵察及び諜報任務に利用したという報告があった（第 5 部参照）。

LRA はしばしば拉致した子どもを衛兵、作業員、兵士、性的奴隷として扱い、事実上の奴隷状態を強要した（第 5 部参照）。

MGLSD は児童就労に関する法律を執行したが、財政的な制約がこの取り組みを限定的なものにした。6 月 16 日、MGLSD は、最悪の形態の児童就労を行っている子どもとその他のターゲットとする集団に対して社会奉仕を拡大した「孤児及び傷つきやすい子どものための政策」を打ち出した。政府も、MGLSD、教育・スポーツ省、地方自治省、ウガンダ雇用者連盟、全国労働組合機構、NGO、ジャーナリスト及び学識者の代表者から成る児童就労に関する全国運営委員会を通じて児童就労を止めさせる取り組みを一元化した。政府は国民に児童就労問題を理解してもらうために児童就労に関する啓発ワークショップを多数開催し、情報資料を配布し、ラジオ及びテレビでの討論を主催した。いくつかの人権 NGO は危険な労働環境から子どもたちが抜け出せるようにするプログラムを引き続き行った。

政府はさらに、子どもの教育及び地域社会への復帰を含む児童就労と闘うためのいくつかのイニシアチブにおいて ILO、外国政府及び NGO と協力した。

e. 労働の許容条件

法定最低賃金は、1984 年に設定された 1 ヶ月当たり 3.50 ドル (6,000 シリング) であり、労働者や家族にまともな生活水準を提供するものではなかった。政府と民間部門は 2003 年に新たな基準値の交渉を行ったが、最低賃金に関するいかなる法案も年末までに可決しなかった。

労働者を時給で雇っている産業では、1 週間の平均的な労働時間が 40 時間であった。週間労働時間の上限は法律で定められていなかったが、週間労働時間が 48 時間を超えた場合にはそれ以降雇用者が 5 割増の時給を支払うことになっていた。多くの産業が、労働者の給与を割増しし、超過勤務を避けるとともに児童就労に関する禁止令を巧みに回避した。多くの企業が手当の支給を避けるために「日雇い労働者」または「契約社員」として労働者を雇い入れた。法律では、雇用者が 1 週間の勤務ごとに連続 24 時間の休息を労働者に

与えることが定められている。強制的な超過勤務は法律で禁止されていない。

法律では、いくつかの労働安全衛生基準が定められている。労働者補償法は、仕事で死傷した労働者のために月給に基づいた補償を提供している。MGLSD の労働衛生局は労働安全規則の執行を担当した。実際のところは、主として車両と査察の移動にかけられる資金が不足していたため、査察はめったに行われなかった。いくつかの建設プロジェクトで死亡事故があった。法律に基づく限定的な労働安全規則では、危険な仕事を断った労働者の解雇は防げなかったが、特定の危険な産業の強力な労働組合がこうした労働者を保護した。